**三重県地域密着型サービス外部評価機関選定要領**

１　目的

　この要領は、三重県地域密着型サービス外部評価実施要領（以下「実施要領」という。）に基づく外部評価機関（以下「評価機関」という。）の要件及び選定手続等に関し、必要な事項を定める。

２　評価機関の要件

知事は、次の要件のすべてを満たすと認められる法人を評価機関として選定することができるものとする。

(1)　法人であること。ただし、県内に事業所を有すること。

(2)　評価事業の実施地域が県内全域であること。

(3)　次の要件に該当する評価調査員を、必要数確保していること。

ア　評価調査員は、次のいずれかに該当する者であって、地域密着型サービスの質

の向上に関心及び熱意があり、評価を適切に行う能力を有すると認められる者で

あること。

1. 高齢者の福祉、医療又は保健分野における実務経験（相談援助業務を含む。）

が３年以上ある者

1. 高齢者の福祉、医療又は保健分野に関して相当の知識・経験を有すると認

められる者

イ　県又は県が指定した法人が別添１のカリキュラムに基づき実施する調査員養

成研修を受講し、修了している者。

ウ　第三者としての客観的な観点から評価の実務を行うことができると認められる者。特に、現に認知症対応型共同生活介護事業所を運営する者、勤務する者、又は各事業者により組織される団体の役職員である者（以下「事業関係者」という。）は適当でないこと。

(4)　認知症介護に関する学識経験者、認知症対応型共同生活介護事業者、認知症高齢者の家族の代表者等からなる評価審査委員会を設置していること。この委員会は、１年に１回を目途として定期的に開催するとともに、評価結果を決定する際など必要に応じて開催するものとし、評価委員は評価事業について報告を受け、その内容について意見を述べ、評価事業の運営の適正化を図るものであること。

(5)　評価結果について、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム」（以下「ＷＡＭＮＥＴ」という。）に掲載して公表することとし、当該手続を行う担当者を配置していること。

(6)　次に掲げる規程等を定め、それらに基づいて適切に業務が行われる体制となっ

ていること。

ア　評価依頼の受付、評価手続、評価審査委員会の手続及びＷＡＭＮＥＴによる情

報公開等について定めた外部評価実施要領（別添２の参考例に基づき定めること）

イ　外部評価の実施に関し、評価を受けようとする事業者との間で締結する評価業

務委託契約書の様式（別添３の参考例に基づき定めること）

ウ　その他県が定めるもの

(7)　公正中立な立場で外部評価を実施するため、次に掲げる事項のすべてを満たし

ていること。

ア　当該法人が自ら認知症対応型共同生活介護事業所（介護予防を含む。）を設置・

運営していないこと

イ　当該法人の理事会等の構成員の多数が、事業関係者によって占められていない

こと

ウ　外部評価を行う上で十分な資金計画が立てられていない等、安定的な事業運営

の可能性に疑義がないこと

エ　その他外部評価を円滑に実施することが困難な状況がある等、県において、当

該法人に外部評価を行わせることが不適当と認められないこと

３　評価機関の選定手続等

(1)　評価機関の選定を受けようとする法人は、知事あてに次の書類を提出し、審査を受けるものとする。

ア　外部評価機関選定申請書（様式第１号）

イ　法人の定款又は寄附行為及び法人登記簿の謄本

ウ　評価調査員名簿、経歴書及び必要な研修を受講していることを証する資料

エ　評価審査委員会の委員名簿、経歴書及び各委員の就任承諾書

オ　委員が団体等の職員である場合は、所属長の就任承認書

カ　評価手数料及びその算定根拠を明らかにした書類

キ　法人の前年度の事業報告書、収支決算書、貸借対照表、財産目録

ク　法人の当該年度の事業計画書、収支予算書

ケ　外部評価業務実施要領並びに事業者との間で締結する評価業務委託契約書の様式

コ　その他知事が必要と認める書類

1. 知事は、前項の申請があった場合は、選定要件及び書類を審査の上、評価機関

として適当であると認められる場合は、外部評価機関選定通知書（様式第２号）

により申請者に通知するものとし、評価機関として選定しない場合には、理由を

付して審査結果通知書（様式第３号）により通知するものとする。

1. 知事は、評価機関を選定したときは、当該評価機関の名称、所在地、連絡先、

評価手数料、評価調査員の数等の情報を、市町及び事業所に周知するものとする。

４　変更の届出

　　３の(1)で定める申請書類の内容に変更が生じたときは、評価機関は変更の事由が発生した日から30日以内に、評価機関変更届出書（様式第４号）により県に届け出るものとする。

５　事業報告等の提出

評価機関は、翌年度の５月末日までに次の書類を県に提出するものとする。

ア　法人の評価事業に関する前年度の事業報告書、決算書

イ　法人の評価事業に関する当該年度の事業計画書、収支予算書

６　評価機関の廃止

1. 評価機関は、評価事業を廃止しようとするときは、事業終了の３か月前までに評価機関廃止届出書（様式第５号）により、廃止の理由を付して知事に届け出るものとする。
2. 知事は、前項の届出を受理した場合は、すみやかに市町及び事業者に周知するものとする。

７　秘密保持等

1. 評価機関の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た情報を漏らしてはならない。
2. 評価機関は、当該評価機関の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

８　調査等

1. 知事は、必要があると認めるときは、評価機関に対し書類の提出を求め、評価機関の職員から状況を聴取し、又は必要な調査を行うことができる。
2. 評価機関は、前項の調査等について協力するものとする。
3. 知事は、評価機関としての要件を欠く等具体的な事実を確認したときは、期限を付して当該事実の是正を求めることができる。

９　選定の取消し

1. 知事は、評価機関が以下の各号に該当する場合は、調査のうえ、当該評価機関の選定を取消すことができる。

ア　２に定める要件を満たすことができなくなったと認められるとき

イ　評価機関又は当該評価機関に所属する評価調査員が、当該評価機関の外部評価業務に関し、事業者から評価手数料とは別に金品その他財産上の利益を収受したとき

ウ　外部評価業務が相当期間行われていないとき

エ　その他公正中立な立場で外部評価を行うのにふさわしくないと認められる状

況が生じたとき

　　オ　８の(3)に定める是正の求めに対し、是正されないとき

1. 知事は選定を取り消したときは、評価機関に評価機関選定取消通知書（様式第６号）を交付するとともに、市町及び事業者に周知するものとする。

附　則

この要領は、平成２６年３月３日から施行する。

　この要領は、平成２７年７月３０日から施行し、平成２７年度の外部評価から適用する。

この要領は、令和５年７月３日から施行する。